

被表彰候補者推薦基準

石川県知事表彰

★組合功労者

中小企業団体の振興、発展に貢献し、組合の発展に寄与した功績が顕著と認められ、他の模範となる者であって、次の各号に掲げる資格を備える者とする。

- ①過去及び現在において法の定めに対する重大な違反がないこと。
- ②事業協同組合、事業協同小組合、火災共済協同組合、信用協同組合、協同組合連合会、企業組合、協業組合、商工組合、商工組合連合会、商店街振興組合、商店街振興組合連合会（以下「組合」という。）の理事又は監事（以下「役員」という。）の役員歴が、通算して満１５年以上であること（過去において役員であったものを含む。なお、現に組合の理事長職にある者については、役員歴が通算して満１０年以上とする。）。
- ③原則として過去に中央会会長表彰を受けた者であること。
- ④人格識見ともに卓越しており、業界に対する理解が深く、かつ、組合員の信任が厚いこと。

★優良専従職員

組合の円滑な運営に多大なる貢献と事務局運営に尽くし、その功績が顕著と認められ他の範となる者であって、次の各号に掲げる資格を備える者とする。

- ①過去及び現在において法の定めに対する重大な違反がないこと。
- ②組合の勤務歴が満２０年以上であること。
- ③原則として過去に中央会会長表彰を受けた者であること。
- ④事務処理能力が優れており、組合員及び役員の信任が厚く、かつ、勤勉であること。

石川県中小企業団体中央会会長表彰

★組合功労者

組合制度の普及と組合の育成強化に尽くし、その功績顕著と認められ、他の模範とするに足る者であって、次の各号に掲げる資格を備える者とする。

- ①過去及び現在において法の定めに対する重大な違反がないこと。
- ②協同組合等の役員(理事又は監事)として満１０年以上、組合運営の経歴を有する者。
- ③組合員の信頼が厚く、人格、識見とも卓越している者。

★優良専従職員

組合の業務の遂行と事務局運営に尽くし、その功績顕著と認められ他の範とするに足る者であって、次の各号に掲げる資格を備える者とする。

- ①過去及び現在において法の定めに対する重大な違反がないこと。
- ②原則として満１０年以上組合の事務局専従者として組合の業務に携わっている者。
- ③責任旺盛で人格、識見ともに優れている者。

＝推薦にあたっての留意事項＝

- (1) 推薦に際して特に組合内部にて慎重な選考のうえ推薦願います。
- (2) 役員在職年数を複数組合において通算する場合、組合間で十分連絡・確認のうえ記入し、現在在職の組合より提出して下さい。
- (3) 被表彰候補者の表彰の種類について、過去に同種の表彰を受賞していないか確認して下さい。
- (4) 同一種類の表彰において被表彰候補者が複数の場合には、表彰の種類ごとに優先順位をつけて下さい。
なお、被表彰候補者が多数の場合は、本会表彰選考委員会又は表彰者機関との協議により、被表彰者人数が制限されることがありますのでご了承願います。
- (5) 本会の選考委員会において被表彰候補者が決定しました折には、推薦者にその旨通知いたします。
- (6) 被表彰候補者が現在並びに過去において刑罰を受けるなど、受賞にふさわしくない行為の有無について、十分な調査をお願いします。
- (7) 組合からの諸届出（決算関係書類及び役員変更届等法律で定められている提出物）が提出されていない場合、推薦組合となれませんのでご留意願います。
また、推薦組合については、推薦調書と併せて最近の組合員名簿、役員名簿及び決算関係書類の添付をお願いします。

＝推薦書記入にあたっての留意事項＝

- (1) 一人1様式とし、複数者推薦の場合には様式を複写して記入して下さい。
- (2) 表彰の種類については、該当する種類の番号に○印をおつけ下さい。また、同一種類の表彰において複数者推薦の場合には、表彰の種類ごとに優先順位を記入して下さい。
- (3) 通算在職年数は、略歴欄に記載の各組合ごとの年月数を通算のうえ記入して下さい。
- (4) 略歴欄は、法人格を有する組合における役（職）員歴（役職名、期間等）のみを詳細に記入して下さい。
- (5) 功績及び推薦理由は、具体的事跡を詳細に記載して下さい。
- (6) 顕彰の実績は、表彰者の名称、時期を記入して下さい。
- (7) 罰則の有無については、いずれかに○印をお付けください。
※罰則“有”の場合、その内容を空欄にご記入下さい。
- (8) 通算在職年数基準日、推薦書作成基準日及び年齢記載基準日は、平成25年3月31日現在としてください。